

【人吉市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業の概要】

訪問型	訪問型サービスA 市独自基準
	令和6年4月1日 施行 ※介護職員応援加算の単価改定
サービスの内容等	<ul style="list-style-type: none"> ●30分未満の簡易な家事援助 ●30分以上45分未満の家事援助中心型の生活援助 ●45分以上60分未満の訪問介護員（専門職）による身体介護・生活援助
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援認定者 ●事業対象者
サービス提供回数	<ul style="list-style-type: none"> ●事業対象者、要支援1 月に4回まで（週1回を限度） ※1月が5週の場合は5回まで ●要支援2 月に8回まで（週2回を限度） ※1月が5週の場合は10回まで
実施方法	●事業者指定（国保連経由による審査・支払）
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ●管理者 専従1人以上 ●従業者 常勤換算2.5以上 ●訪問事業責任者 利用者40人に1人以上 <p>※同一の事業所において、介護給付のサービスを提供する場合にあつては、兼務することができる。</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ●事業運営に必要な広さを有する専用の区画 ●必要な設備・備品
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ●個別サービス計画（訪問介護計画）の作成 ●運営規程等の説明・同意 ●提供拒否の禁止 ●従業者等の清潔の保持、健康状況の管理 ●秘密保持 ●事故発生時の対応 ●廃止、休止の届と便宜の提供等
算定単位	●1回あたりの単価（一部1月あたりの単価設定あり）
報酬単価の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●基本単位数 117単位（30分未満 簡易な生活援助） ●基本単位数 212単位（30分以上45分未満 生活援助中心型） ●基本単位数 232単位（45分以上60分未満 身体介護中心型）
区分支給限度額対象外の有無	●無
支給限度額管理の有無	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援1・・・5,032単位 ●要支援2・・・10,531単位
サービスコード	●A3
単価と加算	<ul style="list-style-type: none"> ●30分未満 簡易な家事援助 ●30分以上45分未満 生活援助中心型 ●45分以上60分未満 身体介護中心型 ●初回加算 ●生活機能向上連携加算 ●遠隔地送迎加算Ⅰ ●遠隔地送迎加算Ⅱ ●介護職員応援加算Ⅰ（介護職員処遇改善加算Ⅰに相当） ※キャリアパス要件Ⅰ・要件Ⅱ・要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者） ●介護職員応援加算Ⅱ（介護職員処遇改善加算Ⅱに相当） ※キャリアパス要件Ⅰ・要件Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者 ●介護職員応援加算Ⅲ（介護職員処遇改善加算Ⅲに相当） ※キャリアパス要件Ⅰ又は要件Ⅱ、職場環境等要件を満たす対象事業者 ●1単位 10円
利用者負担	●報酬総額の1割 ※一定の所得のある方も1割（2割又は3割負担はない。）
その他（注意事項）	●45分以上60分未満の介護サービス（身体介護等）を提供する場合の従事者は、訪問介護員等の要件に該当する者とする。